

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
8月号

1. 死亡労働災害の発生について

当署管内において、本年初の死亡労働災害が発生してしまいました。

災害の概要は、6月2日、住宅の屋根塗装作業を行っていた工事現場において、被災労働者が足場の作業床の2層目（高さ3.8m）上で塗装作業を行っていたところ、足場の外側に墜落して負傷し、6月28日に亡くなられたというものです。

現在、夏季死亡災害ゼロ101日運動期間中（運動期間：令和4年6月1日～令和4年9月9日）ですが、同運動期間中の死亡災害は平成25年8月が最後であって、8年間ゼロを継続して参りましたが、残念なことに9年連続ゼロを達成することはできませんでした。

死亡労働災害はあってはならないものです。死亡災害ゼロに向けた活動を再スタートしますが、これ以上死亡労働災害を発生させないよう、安全対策の確実な実施をお願い申し上げます。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします！

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月以降オミクロン株による感染が急拡大し、当署管内の事業場でも職場内感染の発生が確認されています。

6月下旬からはオミクロン株の新変異株 BA.5により感染確認者数は急上昇し、7月20日には初めて900人を超える、7月22日には1,051人と過去最高となったほか、以降は前の週の同じ曜日より増加しているとの報告がされています。

新型コロナウイルス感染症は現時点では特効薬がないため、当面、感染拡大・減少が繰り返す可能性が高い状況となっていますが、感染拡大の防止には、マスクの着用、3密の回避、消毒の徹底などの基本的な感染対策の徹底が重要です。

8月の夏休み時季を迎え、観光・帰省と人の動きが多くなりますが、皆様の事業場におかれましても引き続き感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

岩手労働局HP 新型コロナウイルス支援サイト

⇒https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html



職場内における感染拡大防止対策の実施を引き続きお願い申し上げます。

3. 熱中症防止対策の徹底をお願いします！

9月までの間は、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間中です。事業者、労働者が協力し、熱中症の予防対策の徹底をお願い申し上げます。

熱中症は予防と発症初期の対応が重要です。作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育を通じ、熱中症の予防に努めてください。WBGT指數計の備え付け、環境省の「熱中症予防情報サイト」

<http://www.wbgt.env.go.jp> の熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数の予報値、速報値を把握するとともに、休憩場所の整備、定期的な水分、塩分の補給等の対策をお願いします。

また、厚生労働省では、熱中症予防のためのポータルサイト「職場における熱中症予防情報」<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>を開設しておりますので、ご活用ください。

4. 就業環境整備改善支援事業のご案内（参加費無料！）

※厚生労働省の委託事業で、ランゲート株式会社が受託して実施しています。

厚生労働省では、事業場における適正な職場環境形成に向け、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理及び労働災害防止のための安全衛生管理などに関する知識の習得のため、専門家によるセミナーや訪問支援を委託事業により無料で行っています。

詳しくはホームページをご確認ください。⇒<https://shuugyou.mhlw.go.jp/>
(1)基礎的な労務管理習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労務管理や安全衛生管理などの基本的なルールを、分かりやすく説明します。労務管理の初心者向けのセミナーとなっています。

熱中症予防
情報サイト職場における
熱中症
予防情報

熱中症を予防しよう！



ア オンラインセミナー (ZOOM ウェビナーによる開催)

2つのテーマがセットとなっていますが、どちらか1つのご参加も可能です。複数参加も可能となっております。受講の順番に決まりはありません。

<セミナーテーマ>

- ① 労働条件の明示、就業規則の作成・変更について
- ② 労働時間・休憩・休日について
- ③ 採用・募集、労働保険・社会保険の加入について
- ④ 働きやすい職場環境・労働者が納得できる待遇について
- ⑤ 賃金・割増賃金について
- ⑥ 年次有給休暇制度・退職や解雇について

開催期間；9月7日から10月28日まで

実施時間；9:30～11:30／13:30～15:30／16:00～18:00(120分・1テーマ50分)

イ 現地セミナー

法令解説、労働環境についての見直し等を解説します。

開催期間；全国で開催されます。なお、宮城県、岩手県での開催は以下の予定です。

・9月8日(木) 宮城県仙台市 ・10月27日(木) 岩手県盛岡市

開催時間；14:00～16:00 (120分)

(2)訪問支援

希望される全国の事業主の方を対象に、労働法の専門家である社会保険労務士などが個別に事業場を訪問し、事業主の皆さまの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適切なアドバイスを行い、適正な就業環境を整備するお手伝いを行います。

5. 改正育児・介護休業法オンライン説明会の開催について(参加費無料!)

7月号でもお知らせしましたが、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日より順次施行されています。令和4年10月1日からは産後パパ育休の新設、育児休業の分割取得等が含まれることから、育児・介護規定の改正・整備が必要となります。

改正育児・介護休業法の内容や育児・介護休業等規定の見直しなどについて、Zoomを使用したオンライン説明会が開催されますので、ぜひご参加ください。

開催日時 (7月開催分は終了) ③9月2日(金) ④9月7日(水)

⑤9月15日(木) いずれも14時～15時です。

主催 岩手労働局雇用環境・均等室

詳しくは、岩手労働局HPをご覧ください。QRコードからも確認できます。



→<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/ikukaionline040614.pdf>

6. 令和4年6月末現在における労働災害発生状況について

休業4日以上の死傷災害 66件 (前年同期と比較して+3件、+4.8%)
うち、死亡 1件 (前年同期と比較して+1件)

当署管内において、令和4年6月末までに発生した休業4日以上の死傷災害は、全産業は66件(前年同期比+3件、+4.8%)で、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと56件(前年同期比-7件、-11.1%)となっています。

また、冒頭申しあげたとおり、建設業において死亡災害が1件発生しました。

業種別では、製造業18件(前年同期比+4件、+28.6%)、保健衛生業17件(同+11件、+183.3%)、運輸交通業9件(同+6件、+200.0%)の順となっており、特に運輸交通業、保健衛生業、製造業で大幅に増加しています。

事故の型別では、「転倒」が18件で全体の27%を占め、次いで「墜落・転落」10件15%、「はざまれ・巻き込まれ」8件12%となっています。「転倒」は前年同期の26件から-8件、-30%と大きく減少しているものの、事故の型別では最も多い状況が続いている。

当署では、令和4年における労働災害の発生件数を、13次防目標値である134件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。

皆様の事業場におかれましても、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩手労働局
最新災害統計



一関署
最新災害統計



岩手県最低賃金 時間額『821円』(令和3年10月2日から)
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

